

みはるカード会員約款

2022.11.1 現在

第1章 総則

第1条(会員)

会員とは、本約款に同意の上、協同組合みはるスタンプ会(以下「組合」という)発行のみはるカード(以下「カード」という)会員に入会を申し込まれ、組合が入会を認めた方をいいます。

第2条(カードの発行・使用保管)

- (1) 組合は会員に対し、カードを発行し、貸与します。なお、カードの所有権は組合に帰属します。
- (2) 会員は、カードを貸与された時は直ちにカードの署名欄に自署し、会員自身で管理・保管するものとします。
- (3) カードは、他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等に使用できないものとします。また、会員がこれらの行為によって発生した損害は、会員の負担となります。
- (4) 15歳以下の者に対しては親族(又は同等の方)の承諾を得た場合発行できます。
- (5) 会員が本条(2)(3)(4)項に違反して、その違反に起因して発生した損害は、会員の負担となります。

第3条(カードの紛失・盗難等と再発行)

- (1) 会員がカードを紛失し、又は盗難にあったときは、遅滞なく組合所定の届出書を組合宛てに提出するものとします。
- (2) 前項に反し、何の連絡もせず他人に不正使用された場合、又はその他何らかの損害が生じた場合でも、組合は一切の責任を負わないものとします。
- (3) カードは原則として再発行いたしません。ただし、紛失、盗難、毀損、滅失等で組合が認めた場合(本約款の第11条及び第12条に基づき本人が確認出来た場合)に限り再発行するものとします。この場合、会員は組合にカード再発行手数料500円(税別)を支払うものとします。
- (4) 組合の都合によりみはるカードを再発行する場合は、前項は適用されないものとします。

第4条(退会並びにカードの使用停止と返却)

- (1) 会員の都合により退会するときは、組合の届出書をもってその旨の届出を行い、直ちにカードを切断後、返却または会員の責任で破棄するものとします。
- (2) 会員が次のいずれかに該当した場合、組合は会員に通知することなくカードの利用を停止し、又は会員の資格を取り消すことができるものとします。会員は組合がカードの返却を求めた場合は、すみやかに返却するものとします。
 - 1) 入会時に虚偽の申告をしたとき。
 - 2) 本約款のいずれかに違反したとき。
 - 3) その他、組合が会員として不適格と判断したとき。
- (3) カード回収に要した一切の費用は会員が負担するものとします。
- (4) 会員資格を喪失した場合は、当然に会員としての権利を喪失することを予め承認するものとします。
- (5) 利用者が死亡した場合には、会員資格は喪失され、一切の組合サービスを利用できなくなります。
- (6) 前項の場合、会員であった者(またはその遺族)は、組合の指示に従い、カードを返却するものとします。

第5条(届出事項の変更)

会員は、組合に届け出た住所・氏名等に変更があった場合には、遅滞なく所定の届出書により組合に通知するものとします。

第6条(約款の変更)

- (1) 本約款が改定され、組合から会員に対しその内容を通知もしくは告知した後にサービスをご利用された場合は、当該変更内容を承諾したものとみなします。
- (2) 前項の告知がなされた後、会員が退会することなく30日を経過した場合には、組合は会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第7条(反社会的勢力等の排除)

- (1) 会員(本条においては、みはるカード会員へ申し込みをしようする方を含む)は、会員が、現在かつ将来にわたり、次のいずれにも該当しないことを当組合に対し確約するものとします。
 - 1) 暴力団、総会屋その他反社会的勢力(暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人)に該当する者ないしこれらに準じる者
 - 2) 自らまたは第三者を利用して暴力的または威迫的な要求行為や法的な責任を越えた不当な要求行為を行うこと。

第8条(準拠法)

会員と組合の諸契約に関する準拠法は、すべて日本国法を適用するものとします。

第9条(合意管轄裁判所)

会員は、本約款について紛争が生じた場合、訴額に応じて、組合の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第10条(消費税)

本約款にかかわる諸手数料・サービス料その他について消費税が賦課される場合、または消費税率が変更される場合は、

会員は、当該消費税相当額または当該増額分を負担するものとします。

第 11 条（個人情報の収集・利用・提供及び登録に関する同意）

会員は、個人情報（申込時に会員が記入する会員の属性等の情報。以下同じ）の収集・利用・提供及び登録に関し、以下の内容に同意するものとします。

(1) 組合が下記のため、個人の情報を収集し利用すること。

- 1) 現在ポイントやマネー照会等、会員本人様からの問い合わせに対する回答
 - 2) カード紛失時の再発行処理。但し、申込時に漏れなく正しい個人情報を記入されてない場合及び組合に届け出た住所・氏名等に変更があった際に、遅滞なく所定の届出書により組合に通知がなかった場合は、再発行処理及び停止処理に応じることができないこともあります。
 - 3) アンケートやみはるカード加盟店からのお知らせ、サービスのご案内
 - 4) 商品品揃えや販売戦略立案のための購買分析
- (2) 組合及び組合と個人情報の提供に関する契約を締結した加盟店・関連企業が、正当な事業活動に利用するため、会員に宣伝印刷物の送付等の営業のご案内をすること。

第 12 条（個人情報の開示、訂正、削除について）

(1) 会員は、組合に対して、会員自身の個人情報を開示するよう請求することができます。

(2) 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員は、当該情報の訂正または削除請求ができます。

第 2 章 ポイントサービス

第 13 条（ポイントの提供）

(1) 会員には、お買い物の際、特典としてポイントを提供します。具体的なポイントは、各加盟店のポスター等をご覧ください。精算前にみはるカードを係員にご提示下さい。

(2) 商品券その他の金券類・印紙類の代金の支払いに対してはポイントを提供いたしません。

(3) ポイント付与率や対象商品・サービス・付与日等の付与方法は加盟店・関連企業により異なる場合があります。

(4) ポイント付与率や対象商品・付与日等の付与方法は組合または加盟店の都合により変更する場合があります。

第 14 条（ポイントの有効期限）

(1) ポイントの有効期限は発行年度（11月1日～翌年10月31日）の年度末から3年後の年度末（10/31）までとなります。有効期限は年度管理（11月1日～翌年10月31日）となります。有効期限が切れたポイントは無効となります。

(2) 年度最終日の翌日に、有効期限切れとなったポイントのみ現在ポイント残高より減算します。

(3) ポイント有効期限及び有効ポイント数は、各店舗の端末・ポイントサービス利用時のレシートで確認できるものとします。

第 3 章 ポイントの利用

第 15 条（ポイントの利用方法）

(1) 会員は、ポイントの有効期限内に、1ポイント当り1円として加盟店などで利用することができます。

(2) ポイントと現金・金券類・印紙類との交換はできません。

(3) ポイントでの代金の支払いに対しても、ポイントを提供いたします。

第 16 条（返品時のポイント）

(1) 会員の都合により返品をされる場合には、レシートとともにカード等を提示し、当該返品商品のお買上時に付与したポイント数を減算するものとします。

みはるマネー利用約款

2022.11.1 現在

第 1 条（目的）

本約款は、協同組合みはるスタンプ会（以下、「組合」という）が発行するみはるカードの会員に対するサービスとして提供される、当組合が発行する電子マネーであるみはるマネーを、本約款に従って利用することができるサービス（以下、「電子マネーサービス」という。）について定めることを目的とします。

第 2 条（定義）

本約款における次の用語の定義は、以下の通りとします。

(1) みはるマネー（以下「マネー」という）とは、当組合が発行したみはるカード（以下「カード」という）に記録される金銭的価値を証するものをいいます。

(2) 電子マネーサービスとは、会員が各加盟店に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品（以下、「商品等」という。）の対価の全部又は一部の支払として、当組合所定の方法によりチャージされたマネーを利用することで、各加盟店から商品等の購入又は提供を受けることができるサービスをいいます。

- (3) マネー機能とは、電子マネーサービスを受けられる機能のことをいいます。
- (4) 会員とは、当組合みはるカードの会員の方をいいます。
- (5) 加盟店とは、マネーを利用できる事業所のことを言い、「みはるカード加盟店ステッカー」の掲示がある店舗です。
- (6) チャージとは、当組合所定の方法により、みはるカードにマネーを加算することをいいます。
- (7) みはるカード会員約款とは、みはるカードの入会申込み時にご同意いただいたみはるカード会員約款のことをいいます。

第3条(不正使用等の禁止)

会員は、みはるカードの偽造・変造改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。

第4条(チャージ)

会員は、みはるカード加盟店の端末等にて、マネーをチャージする事ができます。みはるカードへのチャージは、1,000円単位で50,000円まで可能となっています。

第5条(電子マネーの利用)

- (1) 会員は、各加盟店で電子マネーを利用して商品等の購入又は提供を受けることができます。ただし、金券類・印紙類・その他各加盟店が別途定める一部商品については、利用できない場合があります。
- (2) 会員が、各加盟店で電子マネーを利用して商品などの購入または提供を受ける場合、電子マネー残高から商品等又は提供合計額を差し引くことにより、金銭にて商品等購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- (3) 会員は、各加盟店において、商品等の購入又は提供を受ける場合、当組合の定める方法により、現金その他の支払方法と電子マネーを併用することができるものとします。
- (4) 会員が、各加盟店において商品等の購入又は提供を受ける場合に利用できるみはるカードの枚数は1枚に限るものとします。
- (5) 会員は、電子マネーを利用した場合は、発行するレシート等に表示される電子マネー残高に、誤りがないかを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で当組合に申し出るものとします。その場で、申し出がなされない場合には、会員は、当該電子マネー残高について誤りがないことを了承したものとします。

第6条(電子マネー残高)

- (1) 電子マネー残高は、電子マネー利用時のレシート等から照会できるものとします。
- (2) 電子マネーの有効期限はチャージした年度末(10月31日)から2年間となります。有効期限(2年後の年度末(10/31))以降の電子マネーは無効となり、有効期限の翌日に電子マネー残高より減算します。
- (3) 電子マネーの残高及び有効期限は、電子マネー利用時のレシート等で確認できるものとします。
- (4) 会員が、みはるカードの退会又は会員資格を喪失した時点で、電子マネー残高はゼロとなり、原則現金の払戻しも行われぬものとします。

第7条(電子マネーの合算)

会員は、電子マネーを他のみはるカードに移転することはできないものとします。

第8条(電子マネーを利用できない場合)

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、電子マネーを利用した商品等の購入若しくは提供を受けること、並びに電子マネー残高の確認をすることができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 組合が電子マネーを提供するシステムの故障、停電、天災地変その他の事由による使用不能の場合
- (2) みはるカードの破損、又はみはるカード加盟店の機器の故障、停電、天災地変その他の事由による使用不能の場合
- (3) 保守管理等のためにシステムの全部又は一部を休止する場合
- (4) その他やむを得ない事由による場合

第9条(会員資格の喪失)

会員が次のいずれかに該当する場合、当組合の判断により会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、当組合は事前の通知催告を要せず、会員による電子マネーの利用を直ちに中止させ、電子マネー残高をゼロにすることができます。

- (1) みはるカードを偽造又は変造若しくは改ざんした場合
- (2) みはるカード又は電子マネーを不正に使用・利用した場合
- (3) その他、会員が本約款に違反した場合

第10条(換金等不可)

第15条の場合を除き、電子マネーの換金又は現金の払戻しはできないものとします。

第11条(みはるカードの破損・汚損時の再発行)

みはるカードの破損・汚損等により、みはるカードが再発行された場合、組合所定の方法で確認された電子マネー残高が再発行されたみはるカードに引き継がれるものとします。

第12条(みはるカードの紛失・盗難等の再発行)

(1) 紛失盗難によりみはるカードが再発行された場合、組合によるみはるカードの利用停止措置が完了した時点の電子マネー残高が、再発行されたみはるカードに引き継がれるものとします。ただし、会員番号がわからない場合及び本人確認ができない場合は、利用停止処理ができない場合があります。尚、再発行までに電子マネー残高の有効期限が過ぎた場合は引き継がれません。

(2) 会員が、みはるカードの紛失・盗難を申し出てから当組合による利用停止措置が完了するまでに、一定期間を要することを、会員は了承するものとします。尚、利用停止措置が完了する前に、電子マネー残高を第三者に利用された場合、又は、その他何らかの損害が生じた場合でも、当組合は一切の責任を負わないものとします。

(3) 紛失・盗難によるみはるカードの再発行の手續及び再発行手数料はみはるカード会員約款に準ずるものとします。

第 13 条 (個人情報の収集・利用)

会員は、氏名・性別・生年月日・住所・電話番号等、会員が申込時に届出た事項及び電子マネーの履歴等の情報(以下、「個人情報」という)を、当組合がみはるカード会員約款に定める「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意事項」に記載した利用・共同利用の目的のために、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意するものとします。

第 14 条 (約款の変更)

(1) 当組合は、組合所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本約款を変更することができるものとします。また、当該告知後、会員がチャージ、電子マネーを利用した商品等の購入、電子マネー残高を照会した場合には、組合は会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

(2) 前項の告知がなされた後、会員が退会することなく 30 日を経過した場合には、組合は会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第 15 条 (電子マネーの終了)

(1) 当組合は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に組合所定の方法で通知することにより、電子マネーを全面的に終了することができるものとします。

1 社会情勢の変化

2 法令の改廃

3 その他組合のやむを得ない都合による場合

(2) 前項の場合、会員は組合の定める方法により、電子マネー残高に相当する現金の払戻しを組合に求めることができるものとします。但し、組合が前項の通知を行ってから 2 年を経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議無く承諾するものとします。

(3) みはるカードの番号が判明しない場合又は電子マネー未使用残高が判明しない場合には、組合は返金の義務を負わないものとします。

第 16 条 (制限責任)

第 8 条に定める理由及びその他の理由により、会員が電子マネーを利用できないことで当該会員に生じた不利益又は損害について、組合はその責任を負わないものとします。ただし、当該不利益又は損害が組合の故意又は重過失による場合を除きます。なお、組合に故意又は重過失がある場合でも、組合は逸失利益については損害賠償の責任を負わないものとします。

第 17 条 (通知の到達)

組合が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便等の方法による場合には、当組合は会員から届けられた住所に宛てて通知をすれば足るものとし、当該通知の到達が遅延し、又は到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなすものとします。

第 18 条 (業務委託)

組合は、本約款に基づくみはるカード運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第 19 条 (合意管轄裁判所)

会員は、本約款について紛争が生じた場合は、会員と当組合の間で解決するものとします。万一訴訟を必要とする場合は、訴額に応じて、組合の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第 20 条 (準拠法)

会員と組合の諸契約に関する準拠法はすべて日本国法を適用するものとします。

第 21 条 (資金決済に関する法律)

資金決済に関する法律では、基準日(3月31日、9月30日)における未使用分の残高が一定額を超える場合、発行者は残高の2分の1以上の発行保証金を保全することが求められております。万が一発行者が破産した場合は、発行保証金を元に利用者へお金を戻す手続きが取られます。発行保証金について、利用者は優先的に弁済を受ける権利がありますが、未使用分全額が戻ってこない場合もあります。

第 22 条 (ご相談窓口)

電子マネーに関するご質問又は相談は、当組合までご連絡ください。



(贈答用カード)

みはるプリペイドカード利用約款

2022.11.1 現在

第1条(目的)

本約款は、協同組合みはるスタンプ会(以下、「組合」という)が発行するみはるプリペイドカードに対するサービスとして提供される、当組合が発行する電子マネーである。

第2条(定義)

本約款における次の用語の定義は、以下の通りとします。

- (1) 当組合が発行したみはるプリペイドカード(以下「カード」という)に記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- (2) 電子マネーサービスとは、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品(以下、「商品等」という。)の対価の全部又は一部の支払として、当組合所定の方法により利用することで、各加盟店から商品等の購入又は提供を受けることができるサービスをいいます。
- (3) マネー機能とは、電子マネーサービスを受けられる機能のことをいいます。
- (4) 加盟店とは、マネーを利用できる事業所のことを言い、「みはるカード加盟店ステッカー」の掲示がある店舗です。
- (5) 現金チャージは出来ない。(使用残高が無くなるまでの使い切りカード)
- (6) このカードは、いかなる場合にも再発行は出来ません。

第3条(不正使用等の禁止)

カードの偽造・変造改ざんその他不正な方法による使用をすることはできません。

第4条(利用有効期限)

有効期限は購入した年度末(10月31日)から2年間となります。

有効期限(2年後の年度末(10/31))以降はいかなる場合にもご利用できません。

- (2) 残高及び有効期限は、電子マネー利用時のレシートで確認できるものとします。

第5条(電子マネーを利用できない場合)

次のいずれかの場合においては、利用出来ないことを承諾するものとします。

- (1) 電子マネーを提供するシステムの故障、停電、天災地変その他の事由による使用不能の場合
- (2) カードの破損、又は加盟店の機器の故障、停電、天災地変その他の事由による使用不能の場合
- (3) 保守管理等のためにシステムの全部又は一部を休止する場合
- (4) その他やむを得ない事由による場合

第6条(換金等の不可)

- (1) 電子マネーの換金又は現金の払戻しは出来ません。
- (2) カードの破損・汚損・紛失・盗難等についても当組合は一切責任を持ちません。
- (3) 社会情勢の変化等により電子マネーの終了があります。

この定める理由及びその他の理由により、電子マネーを利用できないことで生じた不利益又は損害について、組合はその責任を負わないものとします。